

5. 組物の意匠制度の見直し

(1) 従来の制度と改正の背景

近年の製品開発の多様化、高度化に伴い、特定目的のために供される複数の物品群について、それらの自由な組み合わせを可能としつつ、全体的に統一感を持たせるように個々の物品のデザインを行う「システムデザイン」がデザイン創作活動の実態としてよく見られるようになっている。しかしながら、「組物の意匠」の保護対象が限定的なものとなっていることから、産業活動の実態との乖離が生じており、「システムデザイン」のような新たなデザイン傾向を有した創作について適切な保護がなされていない現状となっている。

このように、「組物の意匠」の保護対象が産業活動の実態と乖離している現状を踏まえ、「システムデザイン」の保護対象を拡大するために、「組物の意匠」の要件を改めることが必要となってきた。

また、改正前の意匠法の下での「組物の意匠」制度においては、登録の際に、「組物の意匠」全体に加えて、組物を構成する物品に係る意匠に対しても、新規性・創作性等の登録要件を満たすことが要求されていたが、権利行使の際には、「組物の意匠」全体として権利行使できるのみで、当該組物を構成する個々の物品ごとに行使することができないものとなっており、「組物の意匠」の登録要件とその権利行使の態様との不整合が生じていた。

かかる不整合を解消するとともに、「組物の意匠」全体の創作に新規性や創作性がある場合は保護要件を満たしているものとして登録し、当該「組物の意匠」について権利行使することを可能とする必要がある。

このため、工業所有権審議会答申においても、組物の意匠の登録要件を見直し、保護対象を拡大することが適当とされた。

(2) 改正の概要

工業所有権審議会答申において示された考え方方に沿って、以下のような改正が行われた。

- ① 保護対象を機動的に見直し、拡大することができるようになるとともに、同種物品により構成されるシステムデザインを保護できるものとした。
- ② 各構成物品の意匠には登録要件を課せられないものとした。

(3) 意匠法の改正条文の解説

(組物の意匠)

第八条 同時に使用される二以上の物品であつて通商産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

本条は組物の意匠について規定したものである。「組物の意匠」として登録を受けることができる組物は、通商産業省令で定められており、具体的にはディナーセット等の13品目のみが列挙されていた。

今回の改正においては、保護対象を機動的に見直し、拡大することができるようするために、「組物の意匠」の要件のうち「慣習上組物として販売され」の規定を削除し、同種物品により構成されるシステムデザインを保護するためには「二種以上の物品」を「二以上の物品」とした。

また、「組物の意匠」全体の創作に新規性や創作性がある場合は保護要件を満たしているものとして登録することとし、旧第8条第2項を削除して各構成物品の意匠には登録要件を課さないこととした。

新たな「組物の意匠」として保護される具体的な事例としては、オーディオセット、パソコンシステム、応接セット等が想定される。

【関連する改正事項】

◆意匠法第11条（意匠登録出願の分割）

本条は、組物についての意匠登録出願は分割することができることを規定したものであったが、今回の改正により、「組物の意匠」と認められた出願に係る分割の規定である本条を削除した。

本条を削除した理由は以下のとおりである。

- ① 旧第8条第2項の削除に伴い各構成物品の意匠には登録要件は課せられないものとなったこと。
- ② 新たな「組物の意匠」制度は、組物の意匠全体としての美感を評価するものであるから、個々の構成物品の美感を主張するために「組物の意匠」の分割を認めることは、制度趣旨と齟齬が生じること。

◆意匠法第17条第1号（拒絶の査定）

権利行使の態様と登録要件との不整合を解消するために旧第8条第2項を削除したことにより、本条から当該条項を削除し、また、組物の意匠についての登録要件を規定する第8条を本条に追加するもの。

6. 先後願の判断における拒絶確定出願等の取扱い（いわゆる先願の地位）の見直し

(1) 従来の制度と改正の背景

意匠法は独占権を付与することを基本としていることから、同一又は類似する意匠について二以上の出願がなされた場合に、单一の権利のみを発生させるため、先に出願した者に権利を付与する調整規定として意匠法第9条を設けている。その結果、同一又は類似する意匠について二以上の出願がなされた場合は、後に出願した者の出願が先の出願を理由に拒絶され、先に出願した者に権利が付与されることとなる。（一般に、この後願を排除しうる効力は「先願の地位」と称されている。）

改正前の意匠法においては、特許庁になされた出願のうち、取り下げられた出願、却下された出願及び冒認出願については、先後願の判断においては初めからなかったものとみなされて、先願として取り扱われない旨が規定されていたが、拒絶査定又は審決が確定した出願や放棄された出願については、先後願の判断においては、先願の意匠登録出願として取り扱うことを認めていた。

拒絶査定又は審決が確定した出願や放棄された出願が、先後願の判断において先願として取り扱われていることについては、次のような問題が指摘されていた。

第一に、拒絶査定又は審決が確定した出願については登録されて公報に掲載されることがないため、また、放棄された出願については永久に登録されることがないため、制度上、拒絶査定又は審決が確定した出願や放棄された出願に係る意匠は永久に非公開状態に置かれることとなっていたが、拒絶すべき旨の査定又は審決が確定した出願や放棄された出願は、先後願の判断において初めからあった先願として取り扱われていたため、同一又は類似する意匠について後にした出願は、この先願により拒絶されることとなり、重複開発又は重複投資の問題が生じていた。第二に、昭和34年の意匠法制定時以後の拒絶査定又は審決が確定した出願は、今後とも増加し続け、累積していくものであった。第三に、意匠権の効力は登録された意匠と同一又は類似する意匠にまで及ぶものであることから、先後願の判断においても類似する後願まで拒絶するので、一旦ある出願が拒絶されると、類似する後願が（最初の出願に類似していないとも）次々と連鎖して拒絶されるものとなっていた。

このような問題に対応するために、拒絶査定又は審決が確定した出願や放棄された出願についても、先後願の判断において先願の意匠登録出願として取り扱わないこととし、それに伴う所要の法的手当をする旨の工業所有権審議会答申を得た。

(2) 改正の概要

今回の改正において導入されたいわゆる先願の地位の見直しについての概要

は以下のとおりである。

- ① 拒絶査定又は審決が確定した出願や放棄された出願について、先後願の判断においては初めからあった先願として取り扱わないものとする。
- ② ただし、同一又は類似する意匠の同日出願について協議の不能又は不成立により拒絶すべき旨の査定又は審決が確定した場合に限り、先後願の判断において初めからあった出願とみなして、先願として取り扱うものとする。
- ③ 拒絶査定又は審決が確定した出願を先後願判断において先願として取り扱わないことに伴い、拒絶査定又は審決が確定した出願の出願人に対し、一定の要件を具備する場合に限り、後願に係る意匠権について通常実施権を認めることとする。
- ④ 拒絶査定又は審決が確定した出願を先後願判断において先願として取り扱わないことに伴い、如何なる権利も与えない出願について開示すべきではないことから、拒絶査定を支持する旨の確定審決及び審決に対する訴えについての確定判決についても、意匠公報への掲載を行わないこととする。
- ⑤ 例外的に先願の地位を有することとなる協議が不能又は不成立となつた同一又は類似する同日の意匠の出願について、先行意匠調査を容易にし、重複開発・投資の回避を行うため、その出願の内容を意匠公報に公示する。

(3) 意匠法の改正条文の解説

イ. 拒絶確定出願等のいわゆる先願の地位の見直し

(先願)

第九条（第一項及び第二項略）

3 意匠登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、
又は意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、その意匠登録出願は、前二項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。ただし、その意匠登録出願について前項後段の規定に該当することにより拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定し

たときは、この限りでない。

(第四項以下略)

本条は、同一又は類似する意匠について二以上の出願があった場合にいざれに意匠登録をするかについて規定したものである。

第3項は、特許庁になされた出願のうち、第1項及び第2項に規定に関わらず、先後願の判断において、初めからなかったものとみなされ、先願として取り扱われない（いわゆる先願の地位がない）出願について規定したものである。旧第9条第3項においては、取り下げられた出願及び却下された出願についてのみ先願として取り扱われない旨規定されていた。今回の改正では、拒絶すべき旨の査定又は審決が確定した出願や、取り下げ、放棄された出願等、公示されない先願により後願が拒絶される問題を解消し、重複投資又は重複開発の回避のために、拒絶査定又は審決が確定した出願及び放棄された出願についても先後願の判断においては初めからなかったものとみなし、先願として取り扱われない（先願の地位がない）ものとする旨を新たに規定したものである。

第3項ただし書きは、本項本文に定められたいわゆる先願の地位を有しないとする出願のうち、例外的にいわゆる先願の地位を残すものを規定したものである。

同一又は類似する意匠について同日に複数出願されて（出願人が同人他人の別を問わない）、これらの出願人による協議が不成立のときには、いざれの出願も拒絶され意匠登録を受けることはできない（第9条第2項）。しかしながら、今回の改正により拒絶された出願についても、先後願の判断において先願として取り扱われなくなる。その結果、協議不成立のため拒絶が確定した出願であったにも関わらず、第三者による後願又は協議不成立となった同一人による再度の出願について意匠登録を受けることが可能となり、不公平・不平等を招致するのみならず、協議制度を設けた趣旨が蔑ろになってしまうこととなる。

そこで、同日に出願された同一又は類似する意匠について協議の不成立により拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した場合に限り、例外的に初めからあ

ったものとみなして、先後願の判断において先願として取扱うこととして、いわゆる先願の地位を残すものとしたものである。

四、先出願による通常実施権の新設

(先出願による通常実施権)

第二十九条の二 意匠登録出願に係る意匠を知らないで自らその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をし、又は意匠登録出願に係る意匠を知らないでその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をした者から知得して、意匠権の設定の登録の際現に日本国内においてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備している者(前条に該当する者を除く。)は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠登録出願に係る意匠権について通常実施権を有する。

一 その意匠登録出願の日前に、自らその意匠又はこれに類似する意匠について意匠登録出願をし、当該意匠登録出願に係る意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者であること。

二 前号の自らした意匠登録出願について、その意匠登録出願に係る意匠が第三条第一項各号の一に該当し、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した者であること。

本条は、先出願による通常実施権について規定したものである。

改正前の意匠法においては、拒絶査定又は審決が確定した出願(以下、拒絶確定出願とする。)はいわゆる先願の地位を有しており、これと同一又は類似する意匠に係る後願の登録は排除されることから、先に出願した者が拒絶確定出願に係る意匠を実施しても、後願に係る意匠権により権利侵害とされることは起り得なかった。

今回の改正により、拒絶確定出願を先後願の判断において先願として取り扱

わないこととするのに伴い、拒絶確定出願に類似する後願であっても、他の登録要件を具備する意匠について登録される場合があり得ることから、旧意匠法から規定されている先使用による通常実施権（第29条）が認められない場合には、後願意匠の登録により先願の拒絶確定出願の実施が後発的に制限され、その実施者は不測の損害を被るおそれもある。

このような問題に対応するために、拒絶確定出願にいわゆる先願の地位を認めないこととするのに伴い、意匠権を取得できるようになる後願の権利者と拒絶確定出願の出願人との利害関係を調整するため、以下の3つの要件を全て具備する場合に、後願に係る意匠権についての先出願による通常実施権を、新たに設けるものである。

柱書は、三要件のうちの一である実施開始の時期的要件について定めており、後願の意匠権の設定登録の際に、その意匠又はこれに類似する意匠の実施等を開始していることが必要である旨規定している。後願に係る意匠の出願前からの実施等に対しては、現行の先使用権による救済が規定されている（第29条）。新設の通常実施権は、後願に係る意匠の出願から後願の意匠権の設定登録前の間に開始された実施であれば、他人の登録意匠を知ることなく開始された実施であることから、救済の対象とするものである。

第1号は、三要件のうちの一である先出願の拒絶確定意匠と実施意匠との関係に係る要件について定めており、意匠権の設定登録がされる出願よりも先にその出願に係る意匠又はこれに類似する意匠について意匠登録出願をし、その自らが意匠登録出願した意匠につき実施又は実施の準備をしている者であることが必要である旨を規定している。

第2号は、三要件の一である先出願の拒絶確定意匠に係る客観的要件について定めており、自ら意匠登録出願した意匠について拒絶が確定しており、かつ、当該意匠が客観的に意匠法第3条第1項各号の一に該当するものであることが必要である旨を規定している。自己の出願した意匠が、意匠法第3条第1項各号（公知・刊行物記載の意匠と同一・類似）の意匠に該当している場合、例えば、その出願前に意匠権の設定登録がされていない公知の意匠又はこれに類似

するものであるとして拒絶された場合には、自ら意匠登録を受けることはできないながらも他人の許諾を得ることなく実施することが可能であり、その出願した意匠の実施が、後願の登録意匠によって権利侵害とされることはないとの安心、あるいは期待を抱くに足る事情が認められる。そのため、新設された通常実施権の発生の要件として、自己の出願した意匠が、その出願前の公知の意匠又はこれに類似するもの（第3条第1項各号該当）であり、かつ拒絶されたものであることを必要としたものである。

なお、本規定により通常実施権の認められる者は、登録される後願よりも先に出願をした者であること、かつ、後願の登録（権利発生）の前から実施又は実施の準備を開始している者であり、後願に係る意匠権者の行為（出願・権利の設定登録）よりも先になされていることから、先使用による通常実施権（第29条）における場合と同様に、意匠権者への対価の支払いは規定していない。

ハ. 通常実施権の読み替え規定

（通常実施権）

第二十八条 （第一項及び第二項略）

3 特許法第七十三条第一項（共有）、第九十七条第三項（放棄）及び第九十九条（登録の効果）の規定は、通常実施権に準用する。この場合において、同条第二項中「第七十九条」とあるのは、「意匠法第二十九条若しくは第二十九条の二」と読み替えるものとする。

本条は、意匠法における通常実施権についての規定である。

第3項は、通常実施権の共有、放棄及び登録の効果について、特許法の規定を準用する旨を定めたものである。

第3項において準用されている特許法第99条は、第1項において、通常実施権を登録をしておけば、その後、特許権若しくは専用実施権の移転又は新たな専用実施権の設定等がされても、通常実施権者の地位は維持する旨の通常実施

第2章 意匠制度の見直し

権の登録の効果を規定しているが、同条第2項においては、法定実施権については登録がなくても、特許権等の転得者や新たな専用実施権設定者に対しても効力を有する旨を定めている。

改正前の意匠法においては、法定実施権の内容は特許法における法定実施権の内容と同じであったことから、改正前の意匠法において特許法第99条第2項の規定をそのまま準用していても、登録をすることなく効力を認められる通常実施権の種類について特許法と齟齬が生じることはなかった。

今回の改正により、先出願による通常実施権の規定（第29条の2）が新たに設けられることに伴い、この通常実施権についても前記準用規定の対象となることを明らかにするため、特許法の読み替えにおいて対応する条項に第29条の2を新たに加えたものである。

（参考）特許法第99条に規定されている法定通常実施権と意匠法第28条に規定されている法定通常実施権の対比

	特許法	意匠法
職務発明（創作）の通常実施権	35条	15条準用
先使用による通常実施権	79条	29条
先出願による通常実施権		29条の2
無効審判の請求登録前の実施による通常実施権	80条	30条
存続期間満了後の先の権利者の通常実施権	81条	31条
上記場合の専用・通常実施権者の通常実施権	82条	32条
再審請求の登録前の実施による通常実施権	176条	56条

二. 拒絶確定審決の意匠公報不掲載と同日競願拒絶時の意匠公報への掲載

（意匠公報）

第六十六条 （第一項略）

2 意匠公報には、この法律に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲

載しなければならない。

- 一 意匠権の消滅（存続期間の満了によるもの及び第四十四条第四項の規定によるものを除く。）又は回復（第四十四条の二第二項の規定によるものに限る。）
 - 二 審判若しくは再審の請求若しくはその取下げ又は審判若しくは再審の確定審決（意匠権の設定の登録がされたものに限る。）
 - 三 裁定の請求若しくはその取下げ又は裁定
 - 四 第五十九条第一項の訴えについての確定判決（意匠権の設定の登録がされたものに限る。）
- 3 前項に規定するもののほか、第九条第二項後段の規定に該当することにより意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、その意匠登録出願について、次に掲げる事項を意匠公報に掲載しなければならない。この場合において、その意匠登録出願の中に第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠登録出願があるときは、すべての意匠登録出願に関する第三号に掲げる事項は、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した日から同項の規定により指定した期間（秘密にすることを請求した意匠登録出願が二以上ある場合には、そのうち最も長い期間）の経過後遅滞なく掲載するものとする。
- 二 意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 意匠登録出願の番号及び年月日
 - 三 原書及び原書に添付した図面、写真、ひな形又は見本の内容
 - 四 前二号に掲げるもののほか、必要な事項

本条は意匠公報について規定したものである。

特許庁は、意匠登録出願及び意匠権に関し必要な事項を広く一般公衆に知らせるため、意匠公報を発行することとされ（第66条第1項）、意匠権の設定の登録、権利の消滅、審判・再審の請求、確定審決・判決等について、公報に掲載している。

第2章 意匠制度の見直し

第2項は、今回の改正において、拒絶査定又は審決が確定した出願及び放棄された出願については、いわゆる先願の地位を認めないこととした（第9条第3項改正関係）ことに伴い、如何なる権利も有しない出願について開示をすべきではないことから、意匠権の設定登録がされていないものについては、審判・再審の確定審決・審決等に対する訴えについての確定判決について、意匠公報への掲載を行わないことを規定したものである。

第3項前段は、第9条第2項の規定により拒絶され、例外的に先後願の判断において先願として取り扱われる出願については、先行意匠の調査を容易にし、重複開発・投資を回避するために、その出願内容を意匠公報に公示することを規定したものである。

すなわち、同一又は類似する意匠が同日に複数出願されて、これらの出願人の間で協議が不成立のときは、いずれの出願も拒絶されるが、これらの出願については例外的にいわゆる先願の地位を残す旨が規定されている（第9条第3項）。しかしながら、意匠法においては、特許法の場合とは異なり出願公開制度が設けられていないため、ブラックボックスの問題が生じることから、これらの出願を意匠公報に掲載するものである。

第3項後段は、拒絶が確定した出願の中に秘密意匠の意匠登録出願が含まれている場合には、拒絶された全ての出願に係る図面・写真等の意匠の内容についての意匠公報への掲載は、拒絶の査定・審決が確定した日から出願人が指定する秘密請求期間の経過後（秘密意匠の意匠登録出願が複数なされている場合にはそのうちの最長の期間）に行うこととする旨を規定したものである。